

油濁損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>船舶油濁損害賠償保障法施行令</p> <p>（油）</p> <p>第一条 船舶油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（保険者等）</p> <p>第二条 法第十四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項の船主相互保険組合</p> <p>二 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四条の漁船保険組合</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項の損害保険会社又は同条第九項の外国損害保険会社等</p> <p>四 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発行され、又は公認</p>	<p>油濁損害賠償保障法施行令</p> <p>（油）</p> <p>第一条 油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>第二条 削除</p> <p>（保険者等）</p> <p>第三条 法第十四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項の船主相互保険組合</p> <p>二 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四条の漁船保険組合</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項の損害保険会社又は同条第九項の外国損害保険会社等</p> <p>四 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発行され、又は公認されている証明書</p>

されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの

五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、タンカー油濁損害賠償保障契約に基づきタンカー所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認められたもの

2 法第三十九条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる者

二 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、一般船舶油濁損害賠償等保障契約に基づき一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認められたもの

（特定油）

第三条 法第二十八条第一項の政令で定める原油及び重油は、原油及び日本工業規格K二二八三により試験したときの温度三十七・七八度における動粘度が五・八センチストークス以上である重油とする。

（油受取人の事業活動を支配する者）

第四条 法第二十八条第二項に規定する油受取人の事業活動を支配する者は、株式会社又は有限会社である一又は二以上の油受取人のそれぞれの発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を一の会社（外国会社であるものを除く。）が所有している場合における当該一の会社とする。

において保険者その他保証を提供する者とされているもの

五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、油濁損害賠償保障契約に基づき船舶所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認められたもの

（特定油）

第四条 法第二十八条第一項の政令で定める原油及び重油は、原油及び日本工業規格K二二八三により試験したときの温度三十七・七八度における動粘度が五・八センチストークス以上である重油とする。

（油受取人の事業活動を支配する者）

第五条 法第二十八条第二項に規定する油受取人の事業活動を支配する者は、株式会社又は有限会社である一又は二以上の油受取人のそれぞれの発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を一の会社（外国会社であるものを除く。）が所有している場合における当該一の会社とする。

(供託委託契約の受託者)

第五条 法第三十八条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第二十条第四項の政令で定める者は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百四十八号)本則各号に掲げる者とする。

(供託委託契約の受託者)

第六条 法第三十八条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第二十条第四項の政令で定める者は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百四十八号)本則各号に掲げる者とする。

改正案

（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、原子力損害の賠償に關する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百四十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に關する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に關する法律施行令（平成五年政令第十九号）及び疑わしい取引の届出に關する政令（平成十一年政令第三百八十九号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、船舶の所有者等の責任の制限に關する法律施行令（第八号に係る部分に限る。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律施行令第五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に關する法律施行令第二条及び疑わしい取引の届出に關する政令第一条第二項の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に關する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の免許を受けた者の

現行

（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、原子力損害の賠償に關する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百四十一号）、油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に關する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に關する法律施行令（平成五年政令第十九号）及び疑わしい取引の届出に關する政令（平成十一年政令第三百八十九号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、船舶の所有者等の責任の制限に關する法律施行令（第八号に係る部分に限る。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律施行令第五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に關する法律施行令第二条及び疑わしい取引の届出に關する政令第一条第二項の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に關する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条及び油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)

第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関稅定率法施行令(

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)

第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関稅定率法施行令(昭和

昭和二十九年政令第百五十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第百十六号)、租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第百九十五号)、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令(平成十一年政令第百六十六号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第百九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第二号八、漁船損害等補償法第一百二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条

二十九年政令第百五十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第百十六号)、租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第百九十五号)、油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令(平成十一年政令第百六十六号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第百九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第二号八、漁船損害等補償法第一百二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、油濁損害賠償保障法第十四条第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令

の第二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関稅定率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四号の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十号第五項及び第五十九号第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百八号第五項及び第三百七十七号の十五第六項、所得税法第七十六号第三項第一号及び第四号並びに第七十七号第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租稅特別措置法施行令第三十九号の三十六、所得税法施行令第七十六号第二項第一号、法人税法施行令附則第十六号第一項、第十七号及び第十八号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等

第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関稅定率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四号の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十号第五項及び第五十九号第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百八号第五項及び第三百七十七号の十五第六項、所得税法第七十六号第三項第一号及び第四号並びに第七十七号第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租稅特別措置法施行令第三十九号の三十六、所得税法施行令第七十六号第二項第一号、法人税法施行令附則第十六号第一項、第十七号及び第十八号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関

が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事。</p> <p>四 四十七 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第一百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四 （略）</p> <p>五 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事。</p> <p>六 六 十 （略）</p>	<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事。</p> <p>四 四十七 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第一百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四 （略）</p> <p>五 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事。</p> <p>六 六 十 （略）</p>